

野生鳥獣救護センターだより2009

〈2009/4/1～2010/3/31〉



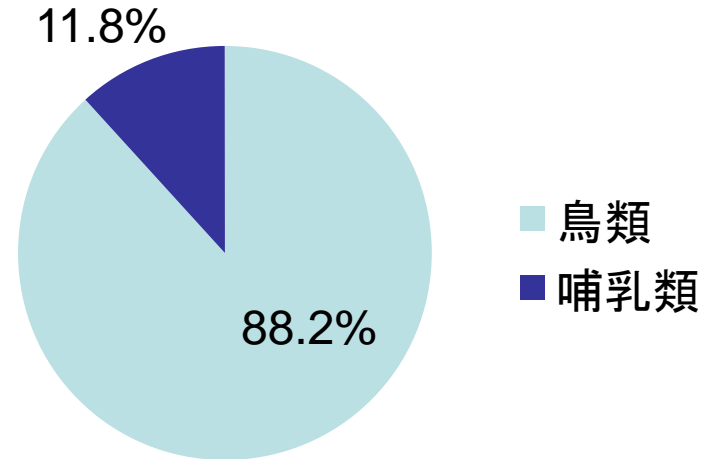
京都府が策定している第10次鳥獣保護事業計画（平成19年4月～平成24年3月）に基づき、京都市動物園野生鳥獣救護センターでは、京都市と京都府南部の市町村で、保護された野生の鳥類とほ乳類の救護活動を行っています。

京都府北部（亀岡市以北）地域は、福知山市の三段池公園動物園が受入施設となり、（社）京都市獣医師会や（社）京都府獣医師会等も協力し、救護活動を行っています。

救護された動物たち

京都市動物園救護センター

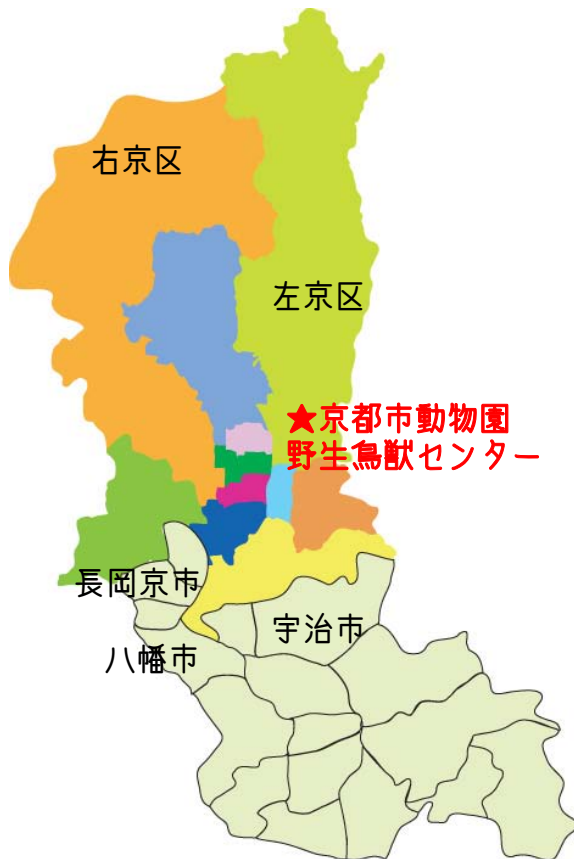
平成21年度に救護された動物は、鳥類が56種533点（88.2%），ほ乳類が11種71点（11.8%）の合計604点でした。ただし，前年度から鳥類49点，ほ乳類3点を引き継いでいるため，実際の取扱は656点になります。



* 救護センター入口
(岡崎道と二条通交差点東側にあります)

救護された地域

京都市内90.2%，京都府南部5.9%，その他2.6%となりました。昨年とほぼ同じ傾向で，市内9割以上，中でも左京区，右京区で全救護数の1/3を占めます。昨年と比較し市中心部の中京区の割合が増加しました。市外でも昨年同様，八幡市，宇治市からの持ち込みが多い傾向です。



市内 行政区別内訳(90.2%)

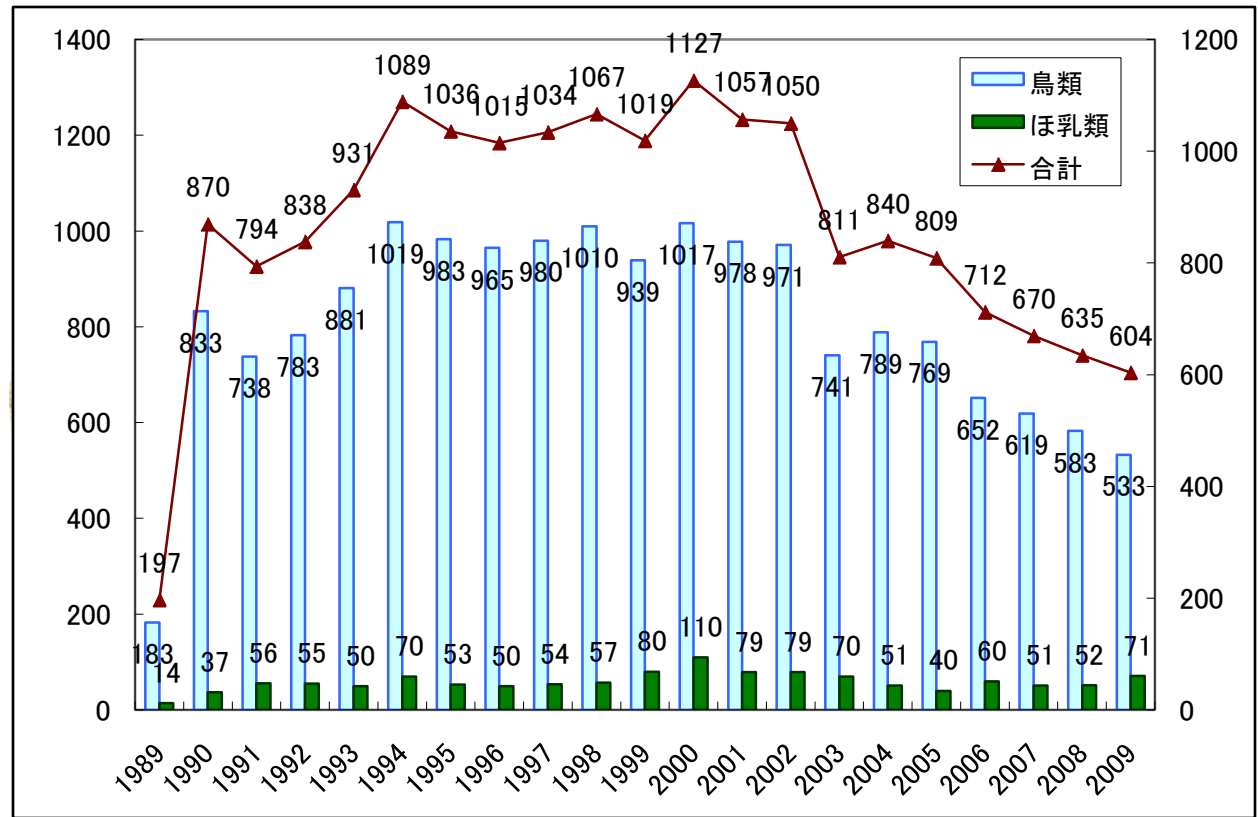
左京区	142	23.5%
右京区	62	10.3%
中京区	52	8.6%
伏見区	51	8.4%
下京区	45	7.5%
山科区	42	7.0%
北区	44	7.3%
上京区	28	4.6%
東山区	28	4.6%
西京区	27	4.5%
南区	24	4.0%

市外 市町村別内訳(9.8%)

八幡市	11	1.8%
宇治市	8	1.3%
長岡京市	5	0.8%
向日市	3	0.5%
城陽市	3	0.5%
久世郡	2	0.3%
京田辺市	1	0.2%
相楽郡	1	0.2%
木津川市	1	0.2%
その他	16	2.6%
不明	8	1.3%

救護件数の推移

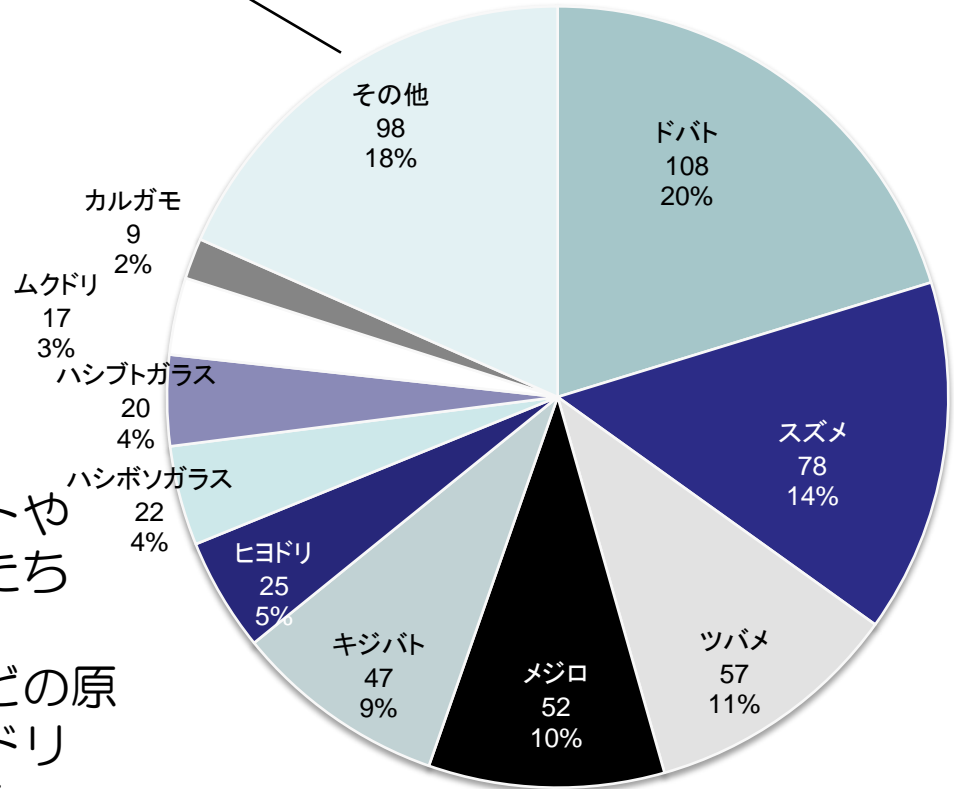
ここ数年、総救護件数は漸減してきています。これは、全国的に展開されている「ヒナをひろわないでキャンペーン」やこれまでのセンターの啓発活動を通して「自然に任せる方が良いケース」が理解され始めたのも一因になっていると考えています。



このポスターは、(財)日本野鳥の会・(財)日本鳥類保護連盟・NPO法人野生動物救護獣医師協会が共催した「ヒナを拾わないで!! キャンペーン」のものです。

種別救護割合(鳥類)

アオサギ8, セグロセキレイ7, カワラヒワ6, チョウゲンボウ6, コシアカツバメ5, ウグイス4, シジュウカラ4, シロハラ4, トビ4, ササゴイ3, メボソムシクイ3, イカル2, オオルリ2, ゴイサギ2, コサギ2, ハイタカ2, ハクセキレイ2, ホオジロ2, マガモ2, ヤマシギ2, アオバズク1, アオバト1, アカショウビン1, アトリ1, イソヒヨドリ1, オカヨシガモ1, カワウ1, カワセミ1, キセキレイ1, キビタキ1, コガモ1, コジュケイ1, ジョウビタキ1, シロエリオオハム1, タシギ1, ツグミ1, ハヤブサ1, ヒクイナ1, ヒドリガモ1, ホンドフクロウ1, ミサゴ1, モズ1, ヤマガラ1, ユルカモメ1, ヨタカ1, ルリビタキ1



救護されてくる鳥の種類は、ドバトやスズメ、ツバメなど町中にある鳥たちが大勢を占めます。

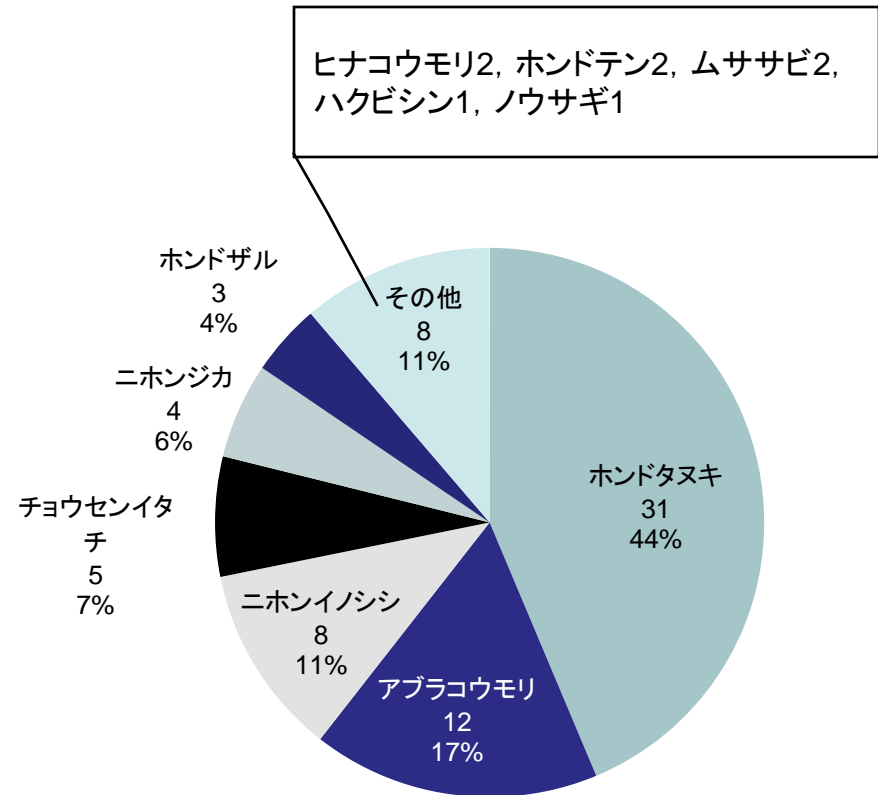
なお、冬場に渡りの最中に衝突などの原因で救護されてくるオオミズナギドリは1羽も救護されてきませんでした。

種別救護割合(哺乳類)

今年もホンドタヌキが救護哺乳類の半数近くを占める結果となりました。

救護されてきた31頭のうち19頭(約61%)が疥癬症に感染し衰弱したタヌキたちです。

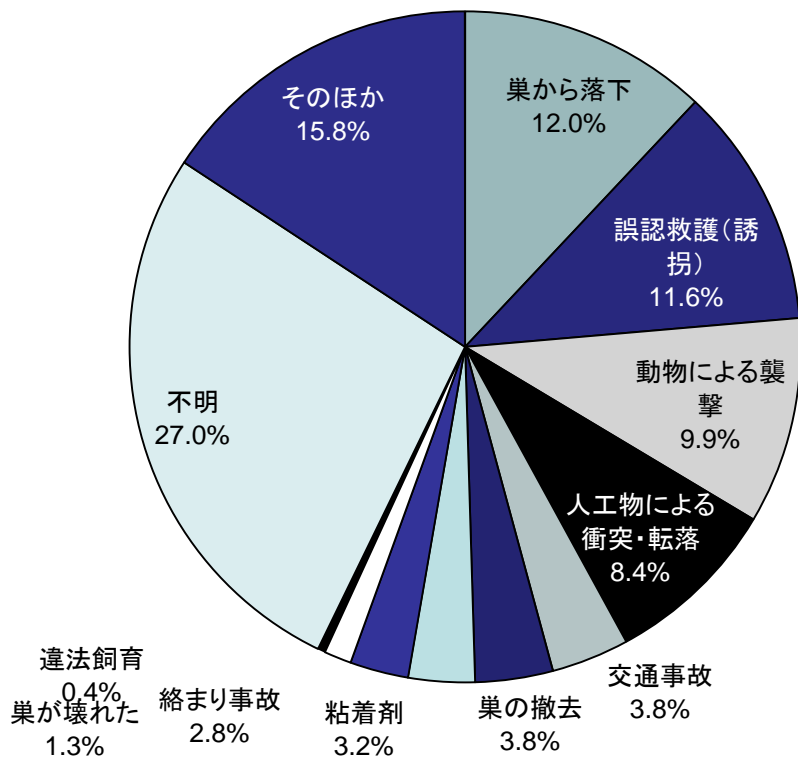
本来ペットであるイヌや猫に寄生するヒゼンダニがタヌキにも感染し、脱毛し皮膚がゾウの皮のように厚くなり、抵抗力が低下、衰弱して死に至る病気です。人間が彼らの生息域を開発し、ペットと接触する機会が増えたため、近年急増、ここ数年は一定の数で推移しています。



重度の疥癬タヌキ

救護原因

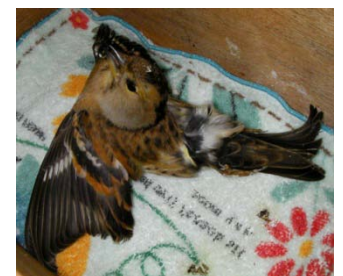
救護原因の内、「巣から落下」、「誤認救護」、「巣の撤去」、「巣が壊れた」などヒナがらみが28.7%(152件)と大半を占めます。また、「動物による襲撃」もかなりの数を占めますが、その中でもカラスによるものに関して、弱っている鳥を捕まえて食べる事は、彼らが生きていく上で、必要不可欠な行動であることを認識していただければと思います。



巣のトラブルで保護されたヒヨドリ



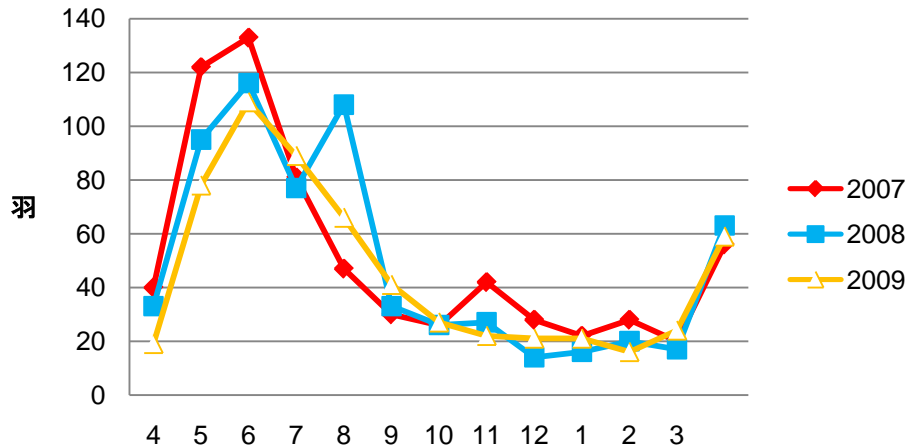
粘着シートに引っかかったドバト



衝突保護のアトリ

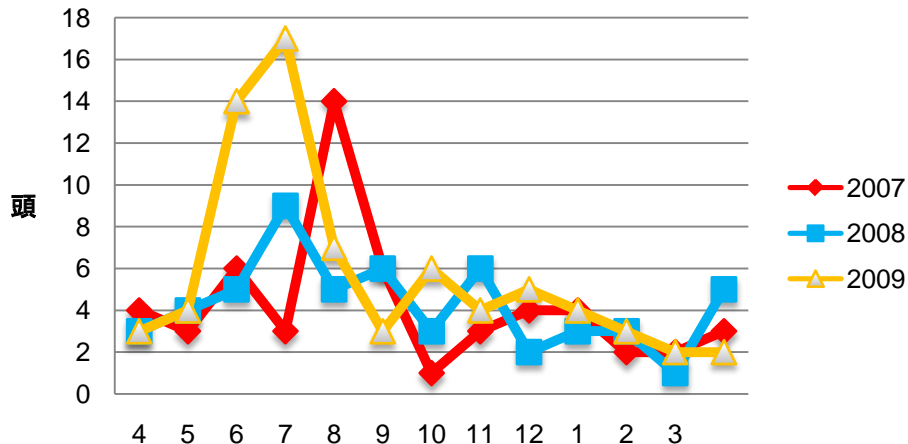
月別の救護数

月別鳥類救護件数



過去3年間の月別の救護件数からもわかるように、救護数が5, 6月に集中し、その大半がヒナの救護です。2008年8月が多かったのは、メジロの違法飼育の摘発を預かったためです。

月別哺乳類救護件数



昨年は6, 7月にタヌキやイノシシ、コウモリの幼獣が多く救護されてきました。そのため例年夏場の救護件数は増加する傾向です。

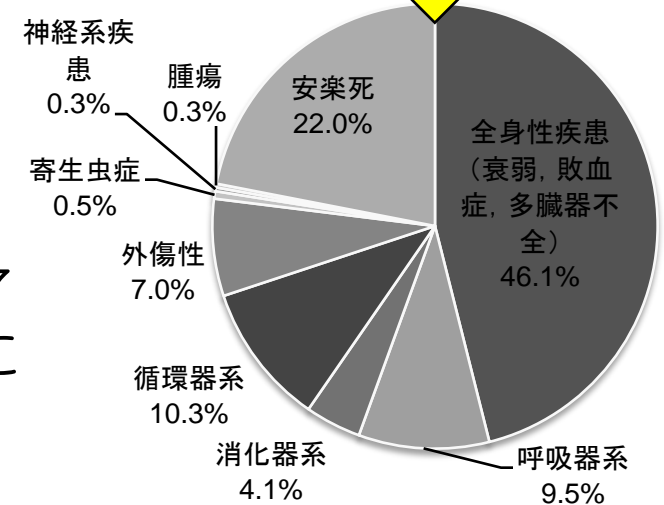
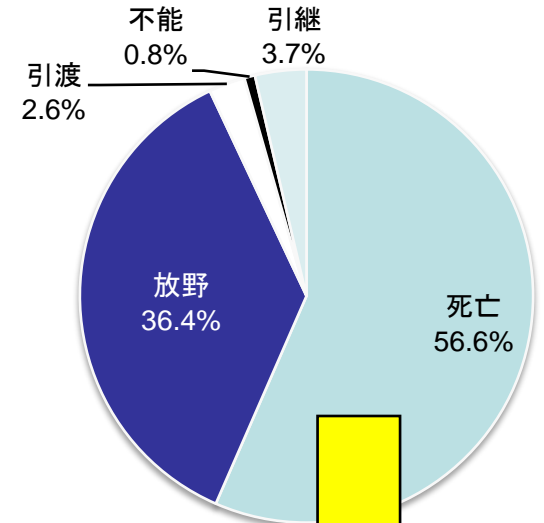
救護された動物たちのその後

平成21年度中に救護された604点および前年度から引継いだ52点の合計656点のうち、239点（36.4%）を野生に帰しました。

しかし、6割近くが死亡しており、原因として衰弱などの全身性疾患が半数近くを占め、救護されてきた段階での重傷度が伺えます。なお、外傷の原因としては交通事故・人工物への激突・他動物からの襲撃が挙げられます。

また、死亡の中には傷が致死的で治癒の見込みがない場合や予後不良で飼育ボランティア対象種としてもQOL（生活の質）を維持できないと獣医師が判断した場合に、安楽死を選択したものも含まれています。

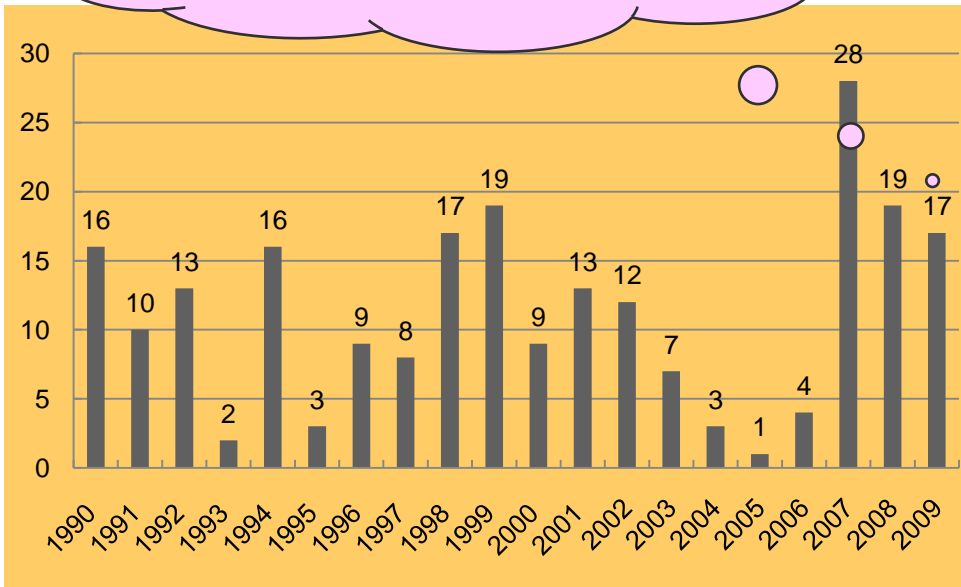
なお、今年動物園や飼育ボランティアに17頭羽（2.6%）を引き渡すことができ、次年度に29頭羽（不能・育成）を引き継ぎました。



飼育ボランティア制度

救護された動物のなかには、元気になっても自然に返せない場合があります。その場合、飼育していただける方を募り、引渡しする制度（飼育ボランティア制度）があります。昨年はこの制度を利用して、17頭羽をお願いすることができました。また、一般の方には飼育をお願いすることが困難と思われる6頭羽については動物園で飼育することになりました。飼育ボランティアは随時募集しています。興味のある方は、動物園にご連絡ください。また、ホームページ（<http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>）でもご確認いただけます。皆様のご協力をお待ちしております。

キジバト、コシアカツバメ、チョウゲンボウ、ツバメ、ドバト、ハシボソガラス、ヒヨドリ、メジロ、ニホンザル



チョウゲンボウ



カラス



ドバト



ツバメ

気づかぬうちに加害者になっていませんか!?

今年も人為的な原因による保護がありました。あなたは大丈夫ですか？



アオサギのテグス害
被害を防ぐためにテグ
スひろいの活動なども
行われています。

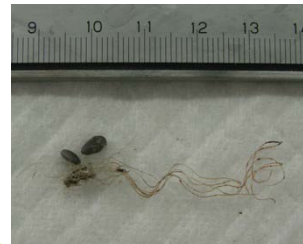
ホンドフクロウ
野菜ネット被害
運悪くこうなって
しまうことも。



ジョウビタキのネズミシート害
本来の使い方とは異なる結果にな
ることも。
写真では、粘着部分に紙を張り、
体にベビーパウダーをかけて被害
が広がるのを防いでいます。



ドバトのテグス害
やびを失ってしま
うことも少なくあ
りません。



カイツブリ ルアー害
くちばしに針が刺さり、
足に釣り糸が絡まって保
護されました。



野生動物との共生を考えましょう！

野生動物と人が共に生きていく中で、保護されることもあれば、駆除されることもあります。京都でも、ニホンジカ・ニホンサル・イノシシなどの農林業被害が問題となっています。そして、さまざまな立場からいろんな意見があります。このような問題を通して、野生動物との共生について考えるきっかけにしませんか？

ニホンサル

この時期に保護された場合、社会性を学ぶ機会を失ってしまう。そのため、野生復帰も難しくなる。



違法なワナ被害
本来は太さ4mm以上のワイヤーを使用しなければならないくりわな。このケースでは、食害を防ぐための仕掛けられた可能性が高い。

誤認救護

シカは、子どもを草むらに残して餌を食べに行きます。その習性を知らずに誤って保護されてしまうことも。



ウリ坊

保護・育成すると、どうしても人に慣れてしまう。

放野～自然に帰っていった動物たち～

フクロウの放野



タヌキの放野



救護センターのスタッフが野生復帰が可能と判断した後、京都府職員によって適切な場所で放野されます。保護された地域に戻すことを基本としています。

問い合わせ先

○飼育ボランティア申請の相談

京都府農林水産部森林保全課野生動物対策室

(TEL 075-414-5022)

○傷病鳥獣捕獲に関する相談

京都市産業観光局農業振興整備課

(TEL 075-222-3352)

○害獣駆除に関する相談

京都市産業観光局林業振興課

(TEL 075-222-3346)

○動物の飼育・診療に関する相談

京都市動物園

(TEL 075-771-0210)

*市外につきましては、各市町村役場

・地方振興局にお問い合わせください。

